

▽交通事故で死亡した五七歳の

小規模な会社代表者の逸失利益について、役員報酬年額八

四〇万円全額を労務対価部分とし、七〇歳まで稼働可能として算定された事例

(損害賠償請求事件、札幌地裁平二〇〇八年三月二十六日、平21・2・26民二部判決、一部認容、一部棄却(確定))

一 訴外Aは、平成一九年四月二六日、札幌市白石区内の交差点を横断中、Y運転の普通乗用車に衝突され、脳挫傷を負つて死亡した。

そこで、Aの妻X₁と子X₂、X₃は、Yに対して、損害賠償を請求したが、Aの逸失利益については、Aは、有限会社B社の実質的オーナーであるとともに業務全般に従事していて年収八四〇万円であり、七五歳まで右金額を下らない年間収入を得ることができたとし、六八七三万円余を主張した。

これに対し、Yは、Aの年収八四〇万円のすべてが労務対価部分ではなく、Aと同年齢の男性労働者の平均年収六三五万〇四〇円とみるのが相当であるとして、就労可能年数も平均余命の二分の一として計算すべきであるなどと主張した。

二 本判決は、Aの学歴、職歴、B社の業務内容、Aの稼働状況、B社の

決算状況等を認定した上、B社は小規模な会社であり、代表取締役であったAは業務全般を実際に行っていたこと、その報酬額も年齢等に照らしてさほど高額でないこと、Aの死亡後B社の売上高が大きく減少していることなどからして、Aに支給されていた役員報酬年額の全額が労務対価部分と認定するのが相当であるとした上、七〇歳に達するまで代表取締役として右の仕事を継続し、同額の役員報酬を得ることができたと認定し、逸失利益として、総額四一〇〇万円余の支払を求める限度で、本訴請求を認容した。

三 会社役員の報酬については、実

務では、労務提供の対価部分のみ休業損害、逸失利益として認容されるべきものとされており、多くの裁判例があるが、実際上、どの程度を労務の対価とするかの判断は著しく困難である。裁判例では、賃金センサスを基礎としたもの(神戸地判平9・10・28交民三〇・五・一五四九)、役員報酬の五〇%ないし九〇%とするなど一定の割合としたものが比較的多いが(損害賠償算定基準研究会編・注解交通損害賠償算定基準(第一七二以下参照)、役員報酬の全額を労務対価部分であるとしたものもある(神戸地判平12・2・17交民三三・一・一二五七など))。

また、就労可能年数については、原則として六七歳までとするが、高齢者

する」のが実務の慣例である。しかし、開業医について七〇歳まで稼働可能としたものがあるし、平均余命まで稼働可能としたものもある（神戸地判平10・4・23交民三二・二・五九九）。

本判決は、小規模な有限会社の五七歳の代表取締役につき、役員報酬年額八四〇万元の全額を労務対価と認め、七〇歳までを稼働可能年齢と認めて逸失利益を算定したものであり、実務的一般的傾向より多くの逸失利益を認めた点に特色があるので、実務上の参考として紹介する。

九年四月二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
二　原告らのその余の請求をいざれも棄却する。

三　訴訟費用は、これを五分し、その二を原告らの負担とし、その余は被告の負担とする。

四　この判決は、第一項及び第三項に限り、仮に執行することができる。

【事實及び理由】第一　請求
被告は、原告甲野花子（以下「原告花子」という。）に対しては三九六五万〇〇九円、原告甲野一郎（以下「原告一郎」という。）、原告甲野一郎（以下「原告二

番 場所 札幌市白石区本通九丁目南四
ウ 加害車両 被告運転の普通乗用自動車（△登録番号略）
エ 被害者 太郎（当時五七歳）
オ 事故態様 被告が加害車両を運転し、交差点を右折して道路を進行するに際し、道路前方を横断中の太郎に加害車両を衝突させ転倒させた。
(2) 太郎の死亡
太郎は、本件事故により、脳挫傷等の傷害を負い、札幌医科大学附属病院に搬入されたが、本件事故当日午後九時一三分ごろ、広範囲挫傷により死亡した。

下「自賠責保険」という。から、本件事故の損害賠償として三〇〇六万一一〇円の支払を受けた。

二 争点

(1) 過失相殺（事故態様）

（被告の主張）

本件事故が発生したのは夜間であり、また、本件事故現場が国道一二号線という幹線道路に当たることからすると、被告に前方不注視の著しい過失があることを踏まえても、太郎の過失は一〇〇%とするのが相当である。

（原告らの主張）

被告は原告前方左右を全く確認しておらず

参照条文 民法七〇九条

に対する平成一九年四月二六日から支払
済みまで年五分の割合による金員を支払

用に供しており、また、交差点を右折して道路を進行するに当たっては、前方左右を

通しがよいという本件事故現場の状況等を考慮すると、被告の主張する過失相殺率は

昭和四年正月五日

第二 専案の概要

(2) 損害額 (原告らの主張)

同
高橋
健大
司

は民法七〇九条に基づき、損害賠償の支払

b a 治療費 五万五〇一〇円
文書費 五〇〇〇円

【主文】 一 被告は、原告甲野花子に対

表示は省略ない
し割愛します

甲野一郎 原告甲野二郎及び原告乙
山一江に対しては各自六九九万二五
九八円並びにこれらに対する平成一

ア 日時 平成一九年四月二六日午後八時二五分ころ

原告らは、自動車損害賠償責任保険（以

取締役として稼動する蓋然性があり、その

間、上記金額を下らない年収を得ることができた。そして、生活費として三〇%を控除して、中間利息を控除すると（ライプニツツ係数一一・六八九五）、逸失利益は六八七三万四二六〇円となる。

(二) お布施 バス代金・高速代金
弁護士費用 七万〇四〇〇円
七二〇万円 四〇万円

第三 当裁判所の判断

- ### 第三 当裁判所の判断

く、本件事故現場から逃走した。その後、被告は、本件事故現場に戻る途中の交番に

$$(赤字額) \quad 8,400,000 \text{ 円} \times (1 - 0.3) \\ \times 11.6895 = 68,734,260 \text{ 円}$$

(二)弁護士費用

- 七二〇万円と、次の事実を認める事ができる。

(被告の主張)
ア 太郎の損害額について
(ア) 積極損害は認める。

ア 本件事故による衝突場所は、歩車道の区別のある国道二二号線（中央線のある片側二車線・車道全幅員一六・〇メートル。以下「本件国道」という。）の札幌市

本件事故は被告が前方を全く確認しなかつたことにより発生したものであり、被告は、道路を横断していた太郎を約一七メートルもはね飛ばして意識不明とした上、その場に放置して逃げ去ったもので、本件事故の態様、事故後の状況、亡太郎の年齢等のほか、原告の悲嘆は察するに余りあることなど一切の事情をしん酌すると、慰謝料は三〇〇〇万円を下らない。

太郎の年収八四〇万円（報酬月額七〇万円）のすべてが労務対価部分ではない。丁原社では太郎が死亡した直後の二か月相当で原告二郎と原告花子の報酬が月額五〇万円増額されていること、太郎と同年齢の男性労働者の平均年収が六三五万〇四〇〇円（平成一八年賃金センサス）であることを踏まえると、六三五万〇四〇〇円を超える金額は実質的利益配当額であると考えられ

本件事故現場付近は商店等が立ち並ぶ商業地域であり、左右の歩道上には街路灯が設置されており、本件国道に面したパチンコ場など、多くの店舗がある。

- ア(1) 太郎の損害額
積極損害（争いなし）
六万一五〇円

また、太郎の仕事が現場の指導や施工等

本件事故現場付近は商店等が立ち並ぶ商業地域であり、左右の歩道上には街路灯が設置されており、本件国道に面したパチンコ店やビル等の照明のため、夜間でも比較的明るい状態であった。

いて法定相続分に応じて負担する。
（ア）葬儀費用　二二一万七八七九円
原告らは、最終的に、丁原社が立替払い
た太郎の葬儀費用二二一万七八七九円を負
担すべきである。

また、太郎の仕事が現場の指導や施工等肉体労働を伴うものであるから、就労可能年数は平均余命の二分の一として計算すべきである。

さらに、太郎は、妻と長男を扶養者としていたことから、生活費控除率は三五%が

的明るい状態であった。

イ 太郎は、内装工事の現場である本件国道に面したパチンコ店に向かうために、本件国道を中央区方面に向かって左方から右方に歩いてわたっていた。

ウ 被告は、加害車両を運転し、上記T字路交差点を右折して本件国道に入り、本

(イ) 仏壇購入費 六八万円
太郎が死亡するまで太郎の家には仏壇は
なかつたから、新たに購入する合理的な必
然性があつた。

(イ) 死亡慰謝料は、二〇〇〇万円が相当である。

a	(ア)	その他	五六万七六四〇円
b		火葬場控え室料金	
c	高速代金	二万三〇〇〇円	
	靈柩車、寝台車料金	六五〇円	
	七万三五九〇円		

(ア) 原告らが固有の損害についても法定相続分に応じて負担することは認める。
(イ) (ア)ないし(イ) (葬儀費用等)を合計して、社会通念上相当と認められる一五〇万円を限度に認める。

(ウ) (ツ) (弁護士費用)は争う。

○株を有していた。

c 太郎は、工事現場で作業に従事したり現場監督をしたりするほか、取引先との交渉、契約締結、請求書の発行までの連の手続や金融機関からの借入れその他の資金繰りに関することなど実質的に丁原社の業務一切を取り仕切っていた。原告二郎

と戊田はもっぱら現場での作業等に従事しており、また、原告花子は帳簿をつける程度であった。太郎の取締役報酬は年額八四〇万円に固定されていた。太郎が死亡した後の一九年五月に原告二郎が丁原社の代表取締役に就任した。

d 丁原社の決算状況は、次のとおりである（各事業年度は毎年七月一日から翌年六月三十日まで）。

(a) 平成二三年六月期 売上高九七五一万円、売上総利益三九九一万円、営業利益三七九万円、経常利益三〇九万円、当期利益二二九万円

(b) 平成二四年六月期 売上高一億四四一四万円、売上総利益三八九万円、営業利益六〇四万円、経常利益益五三九万円、当期利益三九万円

(c) 平成二五年六月期 売上高一億一四〇一万円、売上総利益三六三万円、営業利益三七一萬円、経常利益一七二万円

(d) 平成二六年六月期 売上高七三八〇万円、売上総利益三一七一万円、営業利益六六万円、経常損失二一

(e) 平成二七年六月期 売上高八六八五万円、売上総利益三九二一万円、当期利益一三万円

六万円、営業利益一一〇万円、経常利益一

(f) 平成二八年六月期

売上高一億〇〇八七万円、売上総利益四二九五万円、営業利益一八七万円、経常利益一〇七万円、当期純利益七一萬円

(g) 平成二九年六月期

売上高七六九六万円、売上総利益四三九二万円、営業損失八〇一七万円、経常利益三一〇八万円、当期純利益二一五八万円

なお、太郎の死亡による退職金七九八〇万円及び葬儀費用の支出と生命保険金の収入が発生した。

(h) 平成二〇年六月期 売上高四八六万円、売上総利益二七九九万円、営業損失一四六万円、経常損失一五〇万円、当期純損失一五〇万円

e 太郎は、妻である原告花子と長男である原告二郎の三人で生活していた。なお、原告二郎（昭和五〇年生）は、歩行困難な体幹機能障害のために身体障害者等級三級に認定されており、無職である。

(i) 上記認定事実によれば、丁原社は小規模な会社であり、その代表取締役であった太郎は、現場での作業を含めて丁原社の業務全般を行っており、その職務内容は、他の取締役や従業員のそれと比較して極めて重要なものであること、その報酬額も年齢等に照らしてさほど高額ではなく、本件事故による太郎の死後には丁原社の売上高が大きく減少するなど太郎の死

に達するまでの二三年間は丁原社の代表取締役として上記の仕事を継続して行い、上記と同額の役員報酬を得ることができたと

いうべきである。さらに、太郎の年齢や生活状況等に照らすと、生活費控除率は三割とするのが相当である。

そうすると、中間利息（二三年に対応するライブニツツ係数九・三九三六）を控除して、太郎の逸失利益を計算すると、次の

とおり、五五二三万四三六八円となる。

（計算式） $8,400,000 \text{ 円} \times (1 - 0.3)$
 $\times 9.3936 = 55,234,368 \text{ 円}$

(j) これに対し、原告は、七五歳までの後継者として本件事故後に丁原社代表取締役に就任した原告二郎は、本件事故の一年後には四〇歳を超えて、実質的に丁原社を經營する立場に就くことが想定されるから、太郎が七五歳になるまで現場での作業を含めて上記(i)と同様の仕事を続けることができる蓋然性が高いとまではいえない。

(k) (2) 原告ら固有の損害額（弁護士費用を除く） 合計一五〇万〇〇〇〇円

（証拠略）によれば、丁原社は、太郎の葬儀費用として二二一万七八七九円を支出して、雑費として計上したこと、太郎の葬儀に関連して合計五六万七六四〇円の支払がされたこと、原告らには仏壇がなかったため、太郎を弔うために原告花子が仏壇を購入し、その費用として六八万円を支払ったことが認められる。

上記の認定事実に照らせば、本件事故と相当因果関係のある葬儀費用等としては被告が認める一五〇万円とするのが相当であ

が認められる。しかしながら、報酬額等の増額は、原告二郎の丁原社における立場の変化に伴うものといえるし、また、その増額部分には利益配当的な側面があることは否定できないものの、だからといって、実際に稼働していた太郎の報酬の中にも同様に利益配当の側面があつたことを基礎付けする事情とはならない。しかも、丁原社は、いわゆる個人企業に近い形態であつて太郎の稼働を不可欠の前提としていたことからすると、労務以外の利益配当としての支給する限りの前提出して、被告の上記主張は採用することができない。

太郎の年齢、家族構成、生活状況、本件事故の態様、本件事故後の被告の態度、原告が固有の慰謝料を請求していないこと

その他本件に現れた一切の事情を考慮する部分を観念することはできないから、被告の上記主張は採用することができない。

ウ 慰謝料 二八五〇万〇〇〇〇円

太郎の年齢、家族構成、生活状況、本件事故の態様、本件事故後の被告の態度、原告が固有の慰謝料を請求していないこと

その他の本件に現れた一切の事情を考慮する部分を観念することはできないから、被告の上記主張は採用することができない。

エ 合計 八三七九万五八七八円

(2) 原告ら固有の損害額（弁護士費用を除く） 合計一五〇万〇〇〇〇円

葬儀費用として二二一万七八七九円を支出して、雑費として計上したこと、太郎の葬儀に関連して合計五六万七六四〇円の支払がされたこと、原告らには仏壇がなかったため、太郎を弔うために原告花子が仏壇を購入し、その費用として六八万円を支払ったことが認められる。

上記の認定事実に照らせば、本件事故と相当因果関係のある葬儀費用等としては被

告が認める一五〇万円とするのが相当であ

る。

(3) 過失相殺及び損害のてん補

原告らは、原告ら固有の損害についても太郎の相続と同じく法定相続分に従つた割合で負担することから、上記(1)、(2)の損害額を合計した八五二九万五八七八円から、過失相殺（上記一）としてその二割を控除すると、六八二三万六七〇円（円未満切捨て。以下同じ。）となる。また、原告らが損害のてん補として自賠責保険から受けた三〇〇六万一一〇円を控除すると、三八一七万五五九二円となる。

(4) 弁護士費用

本件事案の内容、審理の経過、認容額等に照らすと、本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は、原告花子につき一九〇万円、その余の原告らにつき各六三万円と認められる。

(5) 原告らの損害額

そうすると、原告らの損害額は、原告花子につき二〇九八万七七九六円、その余の原告らにつき各自六九九万二五九八円となる。

三 結論

以上によれば、原告らの民法七〇九条に基づく請求は、原告花子につき二〇九八万七七九六円、その余の原告らにつき各自六九九万二五九八円及びこれらに対する本件事故日である平成一九年四月二六日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。